

平成22年 3月12日

平成22年

第1回教育委員会臨時会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成22年第1回教育委員会臨時会会議録

平成22年3月12日午前9時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

野口和矩	委員	委員長
高山美智子	委員	
藤崎雄三	委員	
清水繁	委員	教育長

計 4 名

2 出席した職員

教育総務部長	金澤 彰
教育地域力推進担当部長	金子 武史
教育総務課長	下遠野 茂
学務課長（私学行政担当課長兼務）	小泉 邦雄
教育総務課経営計画担当係長	青木 良二
学務課保健給食係長	大須賀 浩

計 6 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第1回大田区教育委員会臨時会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 野口和矩

○委員長

平成 22 年第 1 回教育委員会臨時会を開催する。

なお、櫻井委員と横川委員については、あらかじめ欠席の届け出があったので報告する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数である。よって会議は成立した。

なお、本日は傍聴の希望があった。傍聴を許可してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴希望者入室)

○委員長

大田区教育委員会傍聴規則第 7 条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されている。協力をお願いします。

会議録署名委員に藤崎委員を指名する。

日程第 1 「議案審議」

○委員長

第 7 号議案について説明を求める。

○教育総務課長

第 7 号議案 大田区立御園中学校への指定校変更不許可決定に係る異議申立てについて説明する。

決定内容は、次の二つである。

- 1 本異議申立については、受理に相当する要件を満たしているので受理する。
- 2 この異議申立人は、口頭意見陳述を求めているので、口頭意見陳述聴取者を教育総務課長に委任する。
審議をお願いします。

○委員長

意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第 7 号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第7号議案について、原案どおり決定する。

第8号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第8号議案 大田区立大森第三中学校への指定校変更不許可決定に係る異議申立てについて説明する。決定内容は、次のとおりである。

1 本異議申立てについては、受理に相当する要件を満たしているため受理する。審議をお願いする。

○委員長

意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第8号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第8号議案について、原案どおり決定する。

○教育総務課長

ただいま受理の決定をいただいた第8号議案の異議申立てについては、行政不服審査法第47条に基づき決定を行う必要がある。このため、追加議案として「大田区立大森第三中学校への指定校変更不許可決定に係る異議申立ての決定について」を提出し、審議いただきたい。

○委員長

事務局からの追加議案の提出を認め、引き続き、審議を行いたいと思うが、いかがか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、追加議案準備のために、午前9時25分まで休憩とする。

(休 憩)

○委員長

それでは、臨時会を再開する。

休憩中に提出された追加議案、第9号議案について事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第9号議案 大田区立大森第三中学校への指定校変更不許可決定に係る異議申立ての決定について説明する。

決定（案）は、次のとおりである。

異議申立人が平成22年2月27日付けで提起した指定校変更不許可決定に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。主文 本件異議申立を棄却する。

異議申立の趣旨及び理由、認定事実及び判断については、学務課長から説明する。

○学務課長

1 異議申立ての趣旨及び理由について

(1) 趣旨

大田区教育委員会が平成22年2月26日付けで異議申立人に行った大森第三中学校への指定校変更申請に対する不許可決定の取消し及び大森第三中学校への指定校変更を求めるもの。

(2) 理由

ア 申立人の子の中学1年生となる児童が、中学では親友と同じ学校に行けないことがわかり、激しい落胆とともに心身に影響が出ている。

イ 六年生の1学期や2学期に進路希望調査を行うなど、もう少しきめ細かな対応が行われるべきではないか。

ウ 抽選で当落が決まるという簡易な方法で非情で冷徹な現在の制度は、子どもの心に強い不信感と悪影響しか与えないと思われる。

エ 現在の3年生は6クラスであり、新1年生を5クラスにする理由は、まったくないと思われる。

2 事実関係について

(1) 平成21年12月18日付けで教育委員会として本申立人の保護する児童に対して、就学する学校を大森第四中学校と指定し、通知した。同通知には、就学期日、就学指定校のほか、指定校変更申請の手続きの方法等を記載した。この手続に関する記述中に、不許可の場合があることが記載されている。

(2) 大森第三中学校の平成22年度新1年生の受入れ生徒数は、学校施設規模等の関係から「5学級190名」以内とし、通学区域内の入学予定生徒数と指定校変更申請生徒数合わせて190名を超えた場合は指定校変更申請者を対象に抽選とすることとした。これらの内容については、事前に大田区報（平成21年12月21日号）で周知するとともに、指定校変更受付会場内において掲示し、同会場で申請者一人ひとりに対して同内容を記載した案内文を配布している。

(3) 申立人は、平成22年1月9日に大森第三中学校への指定校変更申請を教育委員会に提出した。教育委員会は同日当該申請を受理した上で、結果通知は2月中旬の

予定であることを申立人に説明した。

(4) 教育委員会としては、平成 22 年 2 月 15 日現在、大森第三中学校通学区域内の入学予定生徒数は 179 名、同校への指定校変更申請者は 36 名、合計 215 名であったため抽選を実施することとし、平成 22 年 2 月 19 日指定校変更申請者に対してその旨を通知した。平成 22 年 2 月 25 日大森第三中学校において、申立人を含む 25 名の立会いのもと抽選を実施した。抽選日当日の通学区域内の入学予定生徒数は 179 名となっており、受け入れ生徒数の差である 11 名を許可することとした。抽選の結果、申立人は落選となった。

(5) 教育委員会は、抽選翌日に変更申請に対して許可できない旨を申立人に通知した。

3 判断について

(1) 教育委員会は、指定校変更申請を審査するに当たり「指定校変更申請審基準」を定めている。審査基準では「基準を一律的に適用するのではなく、個々の申請理由を総合的に判断し、個別に決定する。」としているが、「許可は、学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないこと。」を前提としている。

(2) 大森第三中学校の現状は、施設規模、普通教室 13 教室、特別教室 13 教室で、現在、特別教室 1 教室を普通教室に転用している。このため、音楽の授業や少人数習熟度別授業等を行うための教室が不足し、教育活動に支障がでている。このことから、平成 22 年度の新入学生徒については、本年度卒業の 3 学年の学級数 6 より 1 学級減らし 5 学級とし、最大 200 名まで収容できるが、4 月 1 日までの転入者、またそれ以降の転入者などを考慮し、5 学級 190 名を限度とし、対応している。

(3) 許可をする前提である学校施設の収容能力及び学級編制に問題が生じるため、抽選となった。抽選となることについては、あらかじめ周知をしたうえで公開の場で公正に抽選している。このことから、本件申立てについては、理由はないものと考えられる。

○委員長

ただいまの説明に意見、質問はないか。

○高山委員

結果的には、決定（案）と同じ意見だ。

この異議申立て書を読むと、保護者とお子さんの気持ちが痛いほど伝わってくる。申立て書には、小学校入学時から区域外の学校に通学していたとある。こうした場合、そのまま区域外の中学校に入学できないことがあるということを、周知徹底していただきたい。

○教育長

異議申立ての理由では、不許可になったことにより非常に落胆し心身への影響がでていること、指定された学校は荒れているという評判を聞いていること、親友と別れてしまうこと、姉が大森第三中学校に在籍し、兄は卒業したことが挙げられている。

私は、指定校である中学校が荒れているという評価を受けて、非常に残念に思ってい

る。区立中学校では、校長を始め、教職員が地域との関係を良好に保ちながらいい学校を作ろうと努力しているが、学校に対する地元の評価が必ずしも良くないということは、反省すべきところである。各学校において、地域の方々にいい学校といわれるような学校を作っていかなければならない。

申立て人の心情は分かるが、抽選で落選した方全員を大森第三中学校に就学させることは、物理的な条件からも出来ないことについてはご理解いただきたい。

私の小学校時代を振り返ると、当時 50 人以上の学級だったが、近くの中学校へ行く友人は少数だった。中学校入学当初は、小学校の同窓会が 2 回くらい開かれたが、中学校の人間関係が形成されると、自然に小学校の人間関係は遠くなってしまった。子ども自身も大きく変化する時期なので、必ずしも小学校の友達がそのまま仲良くなっていくわけではなく、中学校では新たな人間関係が作られていく。小学校卒業は別れでもあり、中学校入学は出会いでもある。人生においては、別れと出会いの中で人間性を育てていくということがある。この保護者もがっかりされているが、子どもが新しい人間関係の中で成長していくところを見守っていただきたい。また、お子さんには、新たな出会いの中で、いい人間関係を作っていただきたいと思う。

○藤崎委員

異議申立ての理由には、次の 4 つのポイントがあったと思う。人間関係と友人関係、制度についての細かな対応と周知徹底、そもそもこの制度の問題、学級数の問題である。学級数については、先程、事務局から説明があったとおりでと思う。

自分も正に同じ親として個人的な心情は非常に強く伝わってくる。ただ、教育委員会は何を守るべきなのかと考えたときに、二つ考えなければならないと思っている。一つは親の気持ちとしての個人、もう一つは仕組みというものを崩すか崩さないかである。この両方を常に考えていないといけないと思っている。

今回の場合は、個人を考えたときに、落選されている方は他にもいるということで、そこにもう一回戻ると考えたときに、では、制度はそもそもなんだったのかという話に戻らなくてはいけない。この制度については、検討の余地や細かい対応は必要だとは思っているものの、この段階において今までやったことを全部なしにするというのは仕組みを守るということでは、難しいところがある。

今回、私が親だった場合、言いたい事、伝えたい気持ちはある。勝手に想定するに、その全てが個人のわがままなのではないか云々というのは、全て分かった上で異議申立てをしているのではないか。それを受けて我々は次に何ができるのか。先程、高山委員からも発言があったが、中学校でも小学校でも毎年行われることであれば、どんな制度なのかをもう少し早い段階で丁寧に、親御さんに周知徹底していくことと、あわせて制度を見直すことや他の制度を入れるかどうかの議論等を行ったほうがいいのではないか。

いま、教育委員会が守るべきものは何なのか、それだけではないかもしれないが、今、僕の頭の中には、個人と仕組みの両方を考えたときに、この一例においては、感情は分かるが、決定（案）主文の棄却というのは、やむを得ないと考える。これをきっかけに何が出来るかを我々真剣に受け止めて、前に進めるものは進めていかなければならないと思う。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第9号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

これをもって、平成22年第1回教育委員会臨時会を閉会する。

(午前9時45分閉会)